

平川市郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、平川市の郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第2条 市長は、郵便入札に付する案件の入札公告については、平川市財務規則第149条第9号のその他必要な事項として、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の提出期間及び到着期限
- (3) 入札書の宛先
- (4) 入札回数
- (5) 落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）が決定しなかった場合の手続き
- (6) 郵便入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (7) その他必要と認める事項

(入札書の提出)

第3条 入札書は、入札書の様式に必要な事項を記入し、入札者住所（法人にあっては所在地。以下同じ。）及び氏名（法人にあっては商号及び代表者職氏名。以下同じ。）の記名押印した上で、前条第2号で定める到着期限までに郵送により提出しなければならない。

- 2 建設工事の場合は、工事費内訳書について前項の規定を準用し、前項の入札書と同封しなければならない。
- 3 郵送の方法は、一般書留、簡易書留のいずれかによらなければならない。
- 4 入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）は封筒に入れ、表側に宛先、案件名及び「入札書在中」の文言を記載するとともに、裏側に差出人住所（法人にあっては所在地。以下同じ。）及び差出人名（法人にあっては商号。以下同じ。）を記載し、封印しなければならない。ただし、封筒の表側に差出人住所及び差出人名が印刷されている場合は、裏側に記載する必要はないものとする。
- 5 特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）として入札に参加する場合には、前項中「差出人住所」とあるのは「当該JVの名称とその代表者住所（法人にあっては所在地。以下同じ。）」と、「差出人名」とあるのは「その代表者氏名（法人にあっては商号。以下同じ。）」と読み替えるものとする。また、入札書等には当該JVの名称とその代表者住所、その代表者氏名及び代表者の代表者職氏名も記名押印しなければならない。
- 6 郵送した入札書等の差換え又は撤回は認めないものとする。
- 7 入札書等郵送後においても入札辞退を認めるものとする。この場合、その申し出は入札日の前日までに、入札辞退届を入札担当課へ原則として直接持参して提出するものとする。

(入札の執行)

第4条 入札の執行回数は1回とし、落札者等がいけないときは、入札を不調とする。

2 落札者等に対する連絡は、入札執行後速やかに行うものとする。

(入札の立会い)

第5条 市長は、開札を行うときは入札立会人（以下「立会人」という。）を2者立ち合わせなければならない。

2 前項の立会人は、入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）の審査の終了後において、当該入札への参加資格を認められた者（以下「入札参加資格者」という。）の審査申請書に受付順に通し番号を付し、次の表のとおり入札参加資格者数の区分に応じた受付順番号に該当する者（法人にあっては代表者又はその代理人）を選任する。ただし、入札参加資格者が1者の場合は、当該入札参加資格者を選任し、当該入札事務に関係のない職員を1名立ち合わせるものとする。

入札参加資格者数	受付順番号
3人以下	1, 2
4人以上10人以下	2, 4
11人以上15人以下	3, 8
16人以上	4, 10

3 前項の規定により選任された立会人には、入札立会依頼書（様式第1号）により立会いを依頼するものとする。この場合において、JVとして入札に参加する入札参加資格者については、原則としてJVの代表者に対して通知するものとする。

4 都合により代表者（JVとして入札に参加する場合は、JVの代表者の代表者）本人が入札に出席できない場合は、委任状（様式第2号）により代理人が出席するものとする。

5 立会人は、入札前に入札立会人名簿（様式第3号）に署名押印するものとする。

6 予定された立会人が当該入札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

7 事後審査型条件付き一般競争入札の形式で入札を実施する場合は、第2項及び第3項中「入札参加資格審査申請書」とあるのは「入札参加申請書」と、「入札参加資格者」とあるのは「入札参加申請者」と読み替えるものとする。

(同価格入札の取扱い)

第6条 落札又は落札候補となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじを引かせて、落札者等（事後審査型条件付き一般競争入札においては、次の順位以降の者を含む）を決定するものとする。この場合において、当該入札者が当該入札の立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(無効の入札)

第7条 平川市財務規則第163条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第3条第3項で定める郵送方法以外の方法で入札書等を提出した入札
- (2) 公告で示した入札書等の郵送受付開始日前又は到着期限後に到着した入札
- (3) 入札書等又は封筒に第3条第1項、第2項、第4項及び第5項で規定された事項が記載されていない入札
- (4) 入札書等が郵送された封筒記載の差出人住所又は差出人名と入札書等記載の入札者住所又は氏名（法人にあっては商号のみ。）が一致しない入札
- (5) 前各項の規定によりがたい無効の入札については、別に定める。

(入札の中止等)

第8条 市長は、郵便事情等により事故が発生したとき、不正な行為等により公正な入札が執行できないおそれがあると判断したとき又はその他やむを得ない理由が生じたときは、入札若しくは開札を中止又は延期することができる。この場合において、市長は、その旨及び理由を速やかに公告するものとする。ただし、公告する暇がないと認められる場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、第2条第2号に規定する入札書の到着期限までに、第2条第3号に規定する宛先に到着した入札書等の取扱いについては、市長がその都度定め、必要に応じてその旨を速やかに公告するものとする。

(その他)

第9条 郵便入札の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月7日から施行し、同日以降に公告を行う郵便入札について適用する。

附 則

この要領は、令和8年8月17日から施行し、同日以降に公告を行う郵便入札について適用する。

平 第 号
年 月 日

平川市長

※入札開始時間の10分前には必ず来場して下さい。

(様式第 2 号)

年 月 日

委 任 状

平川市長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

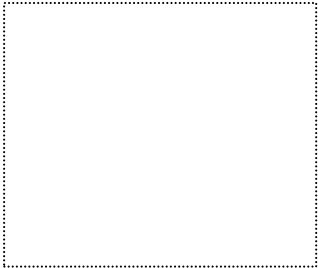
印

私儀、今般都合により _____ を代理人と定め、下記工事（業務）の入
札立会人の一切の権限を委任します。

記

1. 工事（業務）番号 平 第 号
2. 工事（業務）名 _____
3. 工事（業務）場所 地内

4. 受任者が使用する印鑑



(様式第 3 号)

入 札 立 会 人 名 簿

入 札 日 時		年 月 日 () 時～		
入 札 執 行 場 所				
工 事 (業 務) 番 号		平 第 号		
工 事 (業 務) 名				
工 事 (業 務) 場 所		地内		
工 期 (履 行 期 間)		契約締結日の翌日から 年 月 日まで		
予 定 価 格 (消費税及び地方消費税抜)		金 円		
入 札 立 会 人	受 付 番 号	商号又は名称	立会人氏名	押印